

第2章 勧告

第1 概説

委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という）について大蔵大臣に勧告することができる（設置法第19条第1項）。

勧告内容を類型的に区分すると、

- (1) 証券会社等において、法令違反等が把握された場合に、行政処分等を求める勧告
 - (2) 証券業協会、証券取引所等の自主規制機関において、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が権限を行使せずその他必要な措置を怠っていることが把握された場合に、自主規制機関自体の行政処分等を求める勧告
 - (3) 証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告
- などが挙げられる。

委員会から勧告を受けた大蔵大臣は、これを尊重しなければならず（設置法第19条第2項）、また、委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（設置法第19条第3項）。

委員会から行政処分等を求める勧告を受けた大蔵大臣は、委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には業務停止等の行政処分等を命じることとなる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等を含めた外務員の登録に

関する事務については、大蔵大臣から日本証券業協会に委任されていることから、日本証券業協会は、勧告に基づく大蔵大臣からの通知を受け、委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を命じることとなる。

第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

1 概 要

委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、大蔵大臣に対し、重大な法令違反等の事実が認められた証券会社又はその役員及び使用人について、行政処分等を求める勧告を10件行った。各事案の内容は、後述のとおりである。

これら10件の内訳は、証券会社に対する検査の結果に基づき行政処分等を求める勧告を行ったものが9件、犯則事件の調査の結果に基づき行政処分等を求める勧告を行ったものが1件となっている。

また、これら10件のうち勧告に基づく処分の対象となった会社は3社、役員及び使用人は23人であり、勧告の対象となった法令違反等の行為者別・内容別の事実関係及び大蔵大臣等が行った処分の概要は、以下のとおりである。

(注) 一つの証券会社に対する検査、または、一つの犯則事件の調査において、複数の法令違反が認められた場合には、まとめて1件として勧告しているため、勧告の実施件数と法令違反行為の内容別件数の合計は一致しない。

(1) 会社または会社及び役員、使用人の法令違反行為

① 向い呑み及び呑行為〔証取法第47条及び同法第129条第1項違反〕

○ J証券会社は、平成6年6月から7年7月にかけて、手違いにより注文株数以上の約定が成立した複数銘柄について社内規則で定められた売買手違い処理を行わず、手違いが発生した当日中に他の顧客に当該銘柄の売買取引を勧誘し、勧誘に応じた顧客からの複数の上場株券の委託注文を有価証券市場に発注することなく自己が直接に顧客の相手方となり、また特定銘柄の非上場株券の委託注文について自己が直接に顧客の相手方となり、当初から委託注文があり約定していたものとして処理した。

(38頁参照)

(処分の概要)

・会社に対する処分 b 支店の株式の売買に係る受託業務の停止 (1日間)

(注) 向い呑み及び呑行為

証取法第47条は、証券会社が有価証券(非上場を含む)の売買の委託を受けたときに、自らがその売買の相手方となることを禁止している。

また、証取法第129条は、証券会社が有価証券市場における有価証券の売買の委託を受けたときに、有価証券市場又は証券取引所の会員に取り次がず自らがその売買の相手方となることを禁止している。

一般に、上記証取法第47条で禁じられている行為を「向い呑み」、証取法第129条で禁じられている行為を「呑行為」と言われている。

② 元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け〔外証法第21条第4項で準用する証取法第50条第1項第6

号に基づく健全性省令第2条第6号イ違反)

- D証券会社a支店は、平成元年5月から7年2月までの間、有価証券の募集又は売出しに係る元引受契約の対象となった複数銘柄の株券及び転換社債券の安定操作期間内において、法令で認められている「安定操作取引」及び「注文の過誤訂正等のための取引」のいずれにも該当しない自己の計算による買付けを38銘柄、99件について行った。

(22頁参照)

(処分の概要)

- ・会社に対する処分 a支店裁定取引部の株式に係る自己売買業務の停止（2日間）

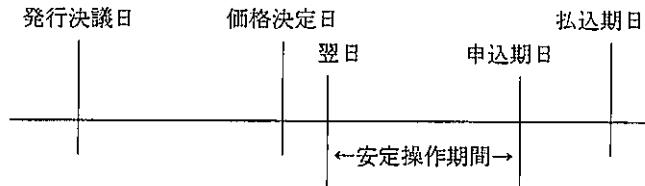
(参考) 元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け

元引受証券会社は、自己の計算による安定操作取引（注1）が認められている反面、安定操作取引に関する規制を実効のあるものとするため、省令において、安定操作期間内（注2）においては、安定操作取引の対象となる株券等につき、法令に定められた所定の手続きに基づく安定操作取引及び注文の過誤訂正等のための取引を行う場合を除き、自己の計算で買付けを行うことは禁止されている（健全性省令第2条第6号イ）。

(注1) 安定操作取引

単独で又は他人と共同して、有価証券等の相場をくぎ付ける、固定し、又は安定させる目的をもって、有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又はその委託若しくは受託をすることは相場操縦の一形態であり、原則として禁止されている。しかし、有価証券の募集又は売出しが行われる際には、一時的な価格の乱高下により募集又は売出しが困難となる恐れがあるため、有価証券の募集又は売出しを容易にするため行う場合に限り、証取法施行令第20条から第26条の定める一定の制限のもとに、元引受証券会社等による安定操作取引（証取法第159条第3項）が認められている。

(注2) 安定操作期間



③ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第50条の3第1項第3号（平成4年法律第87号が5年4月1日から施行されるまでは改正前の第50条の2第1項第3号）違反〕

- G証券会社は、当時の役員及び使用人、計14人の関与により、平成4年5月から平成6年11月にかけて、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、同社がその自己勘定で行った株式売買取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式売買取引であるかのように仮装し当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、財産上の利益を提供した。

(27頁参照)

(処分の概要)

・会社に対する処分

株券に係る自己売買業務の停止（8週間）

a 支店の株券の売買に係る受託業務の停止（8週間）

d 支店の株券の売買に係る受託業務の停止（2週間）

b 支店、c 支店、e 支店、本店営業部及び事業法人部の株券の売買に係る受託業務の停止（1週間）

・役員及び使用人に対する処分

外務員登録の取消し 7人

外務員の職務の停止 6人（6か月間）

- (注)・外務員登録の取消し処分となった者のうち1人に対する処分理由には、後記②ホの法令違反行為についても含まれている。
・勧告の対象となった14人のうち1人は外務員として登録されていないため、外務員処分は行われていないが、日本証券業協会の規則に基づいて不都合行為者取扱決定処分が行われている。

(2) 役員及び使用人の法令違反行為

① 断定的判断を提供して勧誘する行為〔証取法第50条第1項第1号違反〕

○ J証券会社a支店の歩合外務員は、信用取引の損失が増加し、取引の中止を申し出ていた大口顧客に対して、取引を中止されても自分の手数料収入に影響が出るため、平成3年9月から11月にかけて「絶対に上昇します」などと断定的判断を提供し買付け勧誘を行った。

(38頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 未定

② 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第50条第1項第3号違反〕

イ B証券会社常務取締役商品本部長は、平成4年1月から6年2月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなつたため、信用取引を含む株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多数回にわたり締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行つた(売買回数約750回、売買株

数約200万株)。

また、同証券会社常務取締役東京営業部担当は、平成5年2月から6年6月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなつたため、信用取引を含む株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多数回にわたり締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行つた(売買回数約150回、売買株数約70万株)。

(18頁参照)

(処分の概要)

・役員に対する処分

常務取締役商品本部長 外務員の職務の停止(3か月間)

常務取締役東京営業部担当 外務員の職務の停止(2週間)

ロ C証券会社 a 支店営業課主任は、平成5年3月から7年4月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡がとりにくくなつたため、顧客の株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多数回にわたり締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行つた(売買回数約500回、売買株数約90万株)。

(20頁参照)

(処分の概要)

・使用者に対する処分 外務員の職務の停止(1か月間)

ハ E証券会社 a 支店取締役支店長は、平成4年1月から7年2月までの間、顧客の利益拡大と自己の営業成績を挙げるこ

とを目的に、顧客の信用取引を含む株式や債券の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格の全てについて、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多数回にわたり締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った(売買回数約800回、売買株数約200万株)。

(24頁参照)

(処分の概要)

・役員に対する処分 外務員の職務の停止（4か月間）

ニ F証券会社 a 支店営業部次長は、平成5年3月から7年1月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくいうことから、顧客の信用取引の受託に際し、売買の別及び銘柄については顧客の個別の同意を得るもの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多数回にわたり締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った(売買回数約450回、売買株数約270万株)。

(26頁参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1か月間）

ホ G証券会社常務取締役は、複数の顧客の株式の売買取引等の受託につき、平成4年8月から6年10月までの間及び平成4年4月から6年11月までの間、売買の別、銘柄、数及び価格の全てについて、それぞれ顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を多数回にわたり締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。

(27頁参照)

(処分の概要)

- ・役員に対する処分 外務員登録の取消し

(注) この処分理由には、前記①③の法令違反行為についても含まれている。

③ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為〔証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号違反〕

○ H証券会社本店法人部課長は、特定顧客の意向が、特定の銘柄の株式について成行及び高指値注文の発注による買付けの方法により、当該株式の株価を一定価格まで引き上げ、第三者との間において当該一定価格で当該株式の売買を成立させることにあり、当該株価の引上げ行為により実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、一連の売買注文を受託、執行した。

(34頁参照)

(処分の概要)

- ・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（2週間）

④ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕

イ A証券会社第二営業部歩合外務員は、平成3年7月から7年4月までの間、株式相場の低迷から大口顧客が取引を中止したこと等に伴う自分の手数料収入の減少を補うため、信用

取引口座の開設を顧客に依頼し、自ら同口座を使用して自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約500回、売買株数約400万株）にわたって行った。

(16頁参照)

(処分の概要)

- ・ 使用人に対する処分 外務員の職務の停止（2か月間）
- I証券会社 a支店支店長代理は、平成6年1月から8年1月までの間、自分の営業成績の向上を図るとともに自己の利益を追求するため、友人の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約150回、売買株数約20万株）にわたって行った。

(36頁参照)

(処分の概要)

- ・ 使用人に対する処分 外務員の職務の停止（2週間）

2 励告の内容及び勧告に基づいて執られた措置の内容

委員会が行った勧告の内容及び勧告に基づいて執られた措置の内容を個別に示すと、以下のとおりである。

(1) 検査の結果に基づく勧告〔事案1〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等（財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ）がA証券会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成7年9月1日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。